五　次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
イ　認証を受けた特殊装置の安全性が適切に確保されていないと認めるとき。
ロ　不正の手段により認証を受けたとき。
六　第九条第一項第一号の審査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
七　認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行ったときは、その旨（認証の取消しにあっては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
八　認証事務によって知り得た秘密の保持を行うこと。
（登録事項の変更の届出）
第十二条　登録認証機関は、第九条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更しようとする理由
（認証事務規程）
第十三条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一　認証事務の時間及び休日に関する事項
二　認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
三　認証の申請に関する事項
四　認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
五　認証基準に関する事項
六　認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
七　不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
八　認証証明書の交付及び再交付に関する事項
九　認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
十　認証の取消しに関する事項
十一　第十九条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
十二　認証事務に関する秘密の保持に関する事項
十三　認証事務に関する公正の確保に関する事項
十四　その他認証事務に関し必要な事項
（認証事務の休廃止）
第十四条　登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日
三　休止しようとする場合にあっては、その期間
四　休止又は廃止の理由
（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第十五条　登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。
2　認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。
一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるもの（第十九条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
（適合命令）
第十六条　国土交通大臣は、登録認証機関が第九条第一項各号の要件に適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（改善命令）
第十七条　国土交通大臣は、登録認証機関が第十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（登録の取消し等）
第十八条　国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二　第十二条から第十四条まで、第十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三　正当な理由がないのに第十五条第二項の規定による請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　第二十条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六　不正の手段により登録を受けたとき。